

中土佐町の給与・定員管理等について(平成24年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 A/B	(参考)前年度 の人件費率
23年度	人 7,887	千円 6,253,220	千円 230,245	千円 1,087,453	% 17.39	% 14.75

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

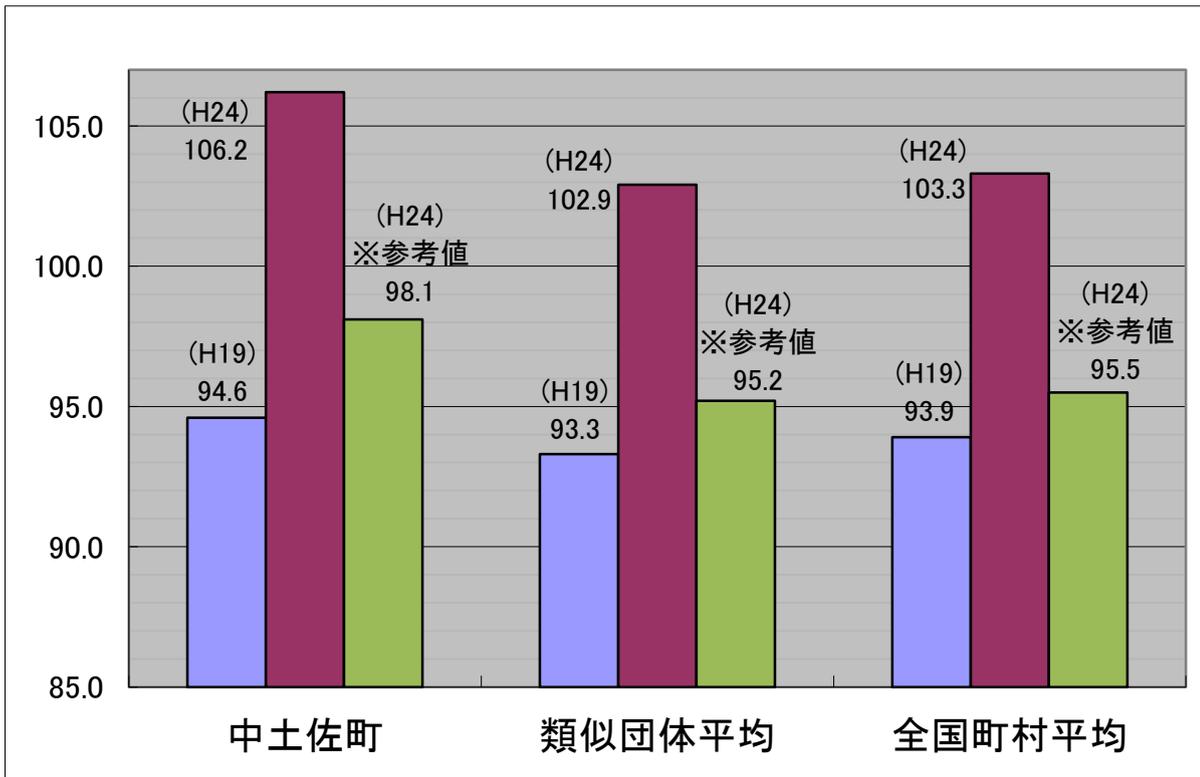
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 123	千円 465,314	千円 54,322	千円 164,110	千円 683,746	千円 5,559	千円 5,694

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3)特記事項

平成18年1月1日に、2町村が新設合併をしました。合併したのは、中土佐町と大野見村です。

(4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5)給与改定の状況(平成24年4月1日現在)

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900
最高号給の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中土佐町	40.2 歳	300,149 円	344,864 円	327,960 円
高知県	43.6 歳	333,660 円	392,816 円	354,227 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	- 円	372,906(401,789) 円
類似団体	43.0 歳	317,283 円	358,424 円	347,483 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中土佐町	54.0 歳	365,196 円	379,433 円	379,433 円
高知県	55.2 歳	322,091 円	347,564 円	333,477 円
国	49.7 歳	270,465(285,030) 円	- 円	307,506(323,181) 円
類似団体	50.1 歳	300,814 円	323,402 円	316,295 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2)職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		中 土 佐 町	高 知 県	国
一般行政職	大学卒	172,500円	172,500円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,400円	140,400円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	140,400円	142,200円	137,200円
	中学卒	-	129,500円	129,200円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3)職員の、経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,600 円	308,000 円	※ 393,900 円
	高校卒	216,700 円	267,400 円	317,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	※ 333,000 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(注) ※一般行政職の大学卒および技能労務職は経験年数25年以上のみ。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

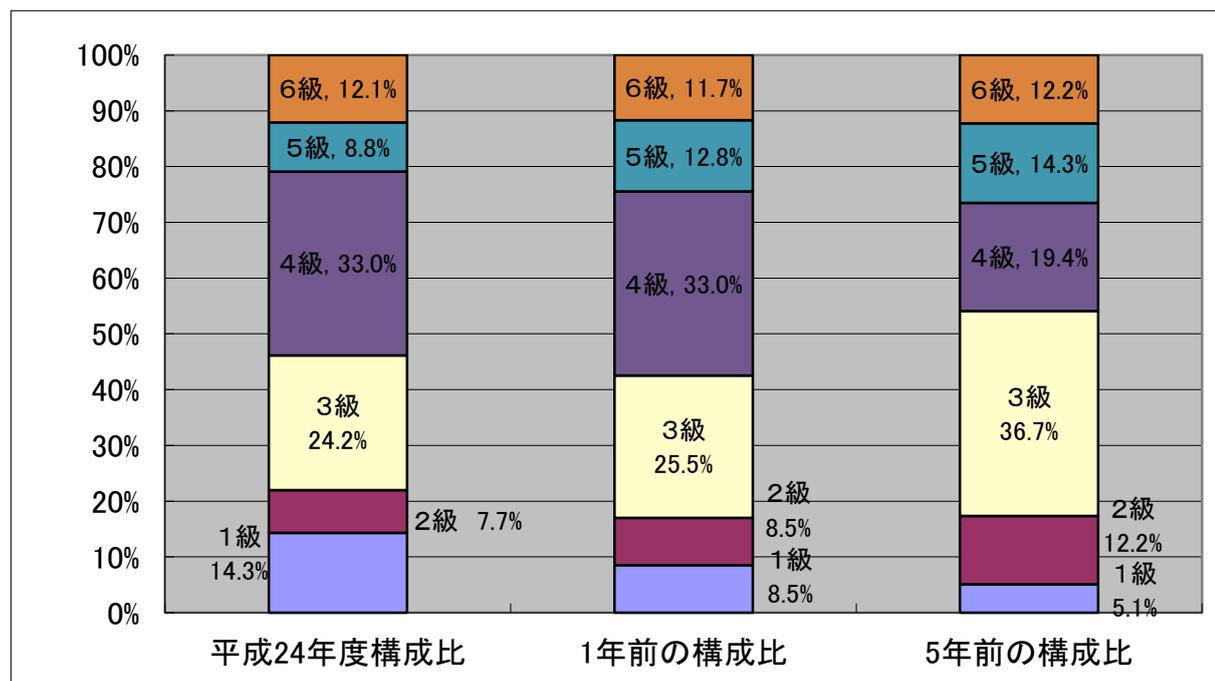
(1)一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	参事、課長の職務またはこれらに相当する職務	11 人	12.1 %
5 級	課長補佐、所長の職務又はこれらに相当する職務	8 人	8.8 %
4 級	係長若しくは困難な業務を分掌する主任の職務又はこれらに相当する職務	30 人	33.0 %
3 級	主幹、技幹の職務またはこれらに相当する職務	22 人	24.2 %
2 級	主査、技査の職務またはこれらに相当する職務	7 人	7.7 %
1 級	主事、技師の職務またはこれらに相当する職務	13 人	14.3 %

(注) 1 本状況調査は普通会計中、税務職、看護・保健職、福祉職、技能労務職以外の一般行政職の職員の状況である。

2 中土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

平成23年度においては、勤務実績により昇給の判定をしており、勤務成績による反映は行っていません。

5 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

中 土 佐 町	高 知 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,344 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,575 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.285 月分 (1.37) 月分 (0.70) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.3 月分 1.40 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 1.45 月分 0.65 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

能力・業績に基づく人事評価については、係長級以上で実施。

2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況

人事評価による成績率は次のとおり。

成績率(平成23年度)

成績区分	一般の職員	
特に優秀	0.765以上	1.30以下
優秀	0.70以上	0.765未満
良好	0.635	
やや良好でない	0.635未満	

(2)退職手当(平成24年4月1日現在)

中 土 佐 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	21,504 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

該当なし

(4)特殊勤務手当

該当なし

(5)時間外勤務勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	18,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	147 千円
支給実績(平成22年度決算)	17,090 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	132 千円

(6)その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成23年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(平成23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,500円 ただし、配偶者のいない職員の扶養親族の1人目 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同		13,266 千円	198,000 円
住居手当	1 借家・借間居住者 基礎控除額 12,000円 最高支給限度額 27,000円 2 自宅居住者 0円	異なる	持ち家手当で廃止	6,350 千円	235,185 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額支給限度額1箇月当たり 55,000円 2 交通用具使用者 2,000円(片道2km以上)から最高24,500円(片道60km以上)	同		7,992 千円	88,800 円
管理職手当	課長級 定額26,000円	異なる	国は25%以内の定額	3,744 千円	312,000 円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分		給料	月額	額	等
給料	町長	700,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(減額前)	円)	807,500	円 / 363,200
料	副町長	598,000	円		
		(減額前)	円)	671,700	円 / 365,000
報酬	議長	254,000	円	364,000 円 / 220,000 円	
		(減額前)	円)		
	副議長	201,000	円	285,000 円 / 168,100 円	
		(減額前)	円)		
	議員	182,000	円	263,000 円 / 135,800 円	
		(減額前)	円)		
期末手当	町長	(23年度支給割合)			
	副町長	2.60	月分		
	議長	(23年度支給割合)			
	副議長	2.60	月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		700,000 円 × 在職年数 × 500/100	1,400 万円	任期毎	
	副町長	598,000 円 × 在職年数 × 300/100	717.6 万円	任期毎	
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

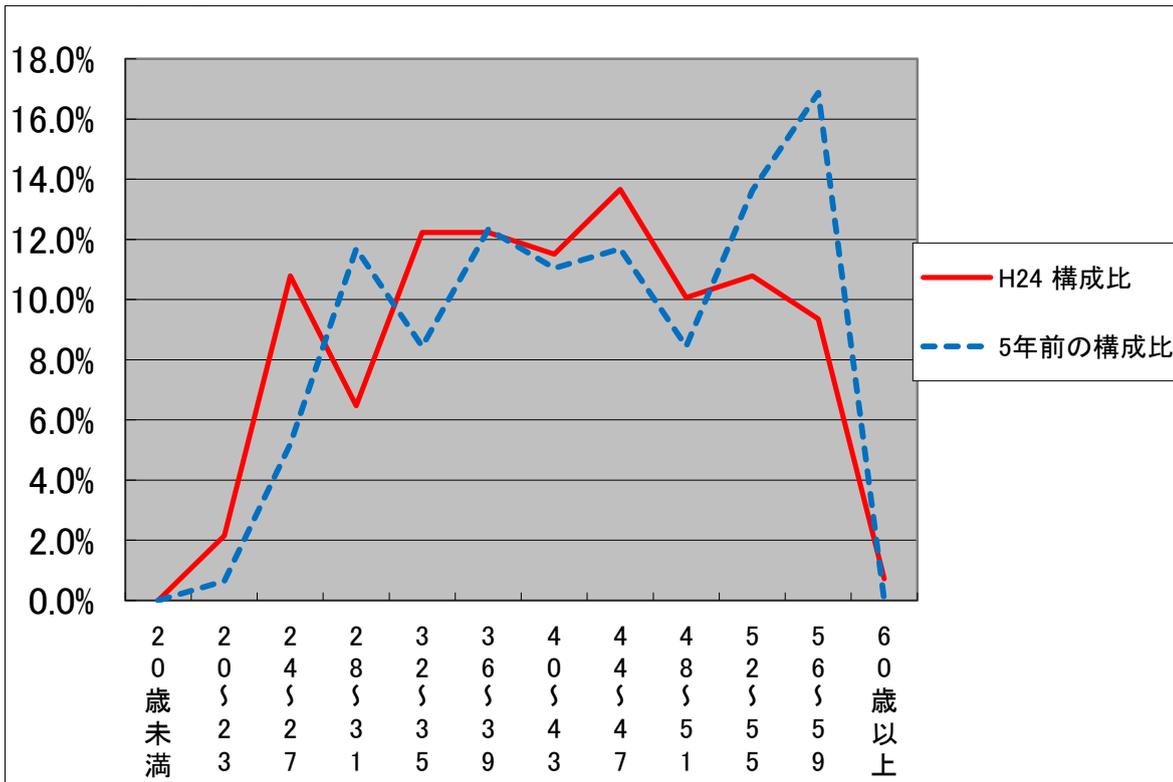
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普通 会 計 部 門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	32	34	2	防災対策係の設置
		税務	6	6	0	
		民生	29	29	0	
		衛生	12	12	0	
		農林水産	12	12	0	
		商工	3	3	0	
		土木	12	12	0	派遣職員復帰による異動
		計	108	110	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 139.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 122.24 人)
	教育部門	16	16	0		
小計	124	126	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 150.18 人)		
公営 企業 等 会 計 部 門	水道	3	2	△1	退職者の不補充	
	下水道	1	1	0		
	その他	11	11	0		
	小計	15	14	△1		
合計		139 [162]	140 [162]	1 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.51 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	15人	9人	17人	17人	16人	19人	14人	15人	13人	1人	139人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	120	115	110	110	108	110	△ 10 (-8.3%)
教育	20	18	18	16	16	16	△ 4 (-20.0%)
普通会計 計	140	133	128	126	124	126	△ 14 (-10.0%)
公営企業等会計 計	15	16	14	15	15	14	△ 1 (-6.7%)
総合計	155	149	142	141	139	140	△ 15 (-9.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。